

住まいのゼロカーボン化推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 住まいのゼロカーボン化推進事業補助金は、北方型住宅 ZERO の新築住宅の取得又は既存住宅若しくは集会場等に対する性能向上リフォーム若しくは太陽光発電設備及び蓄電池の導入（以下、「建設等」という。）を行う住宅取得者等又は住宅事業者等に補助金を交付する道内市町村に対し、道がその経費の一部について予算の範囲内で交付するもの（以下、「本事業」という。）とし、その交付に関しては、北海道補助金等交付規則（昭和47年北海道規則第34号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、建設等を行う住宅取得者等又は住宅事業者等に補助を行う道内市町村を支援することにより、住宅取得に伴う負担軽減や既存住宅の性能向上リフォームの促進を図るとともに、省エネ・再エネ性能の優れた住宅ストックの形成につながり、「ゼロカーボン北海道」に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅
住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第2条第1項の「住宅」をいう。
- (2) 集会場等
地域住民が自主的活動等を目的として地縁による団体等が所有している施設をいう。
- (3) 北方型住宅 ZERO
北方型住宅基準（令和5年5月31日付け建指第467号）第4（4）及び第5に適合する住宅をいう。
- (4) 性能向上リフォーム
既存住宅又は既存集会場等の改修工事のうち、別表1で定められている省エネルギー性能や断熱性能の向上を伴う工事をいう。
- (5) 太陽光発電設備及び蓄電池の導入
既存住宅又は既存集会場等への太陽光発電設備及び蓄電池の導入のうち、別表2で定められているものをいう。
- (6) 住宅取得者等
第3号を自ら居住することを目的に新たに発注又は購入する住宅取得者及び第4号から第5号を工事施工業者に発注する所有者、居住者又は管理者等をいう。
- (7) 住宅事業者等
第3号から第5号までに関わる工事施工業者や設計業者、不動産業者等をいう。
- (8) ゼロカーボンシティ宣言
2050年にCO2排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を表明した道内市町村をいう。
- (9) 補助事業者

別表 3 を満たす道内市町村（札幌市を除く）をいう。

(10) 『ZEH』補助

経済産業省及び環境省で実施している ZEH 支援事業における ZEH+ を対象とした補助事業、次世代 ZEH+（注文・建売・TPO）実証事業及び次世代 HEMS 実証事業による補助金をいう。

（補助の条件）

第 4 条 本事業の対象は、次に掲げる要件すべてに該当するものとする。

- (1) 補助金の交付対象事業は、令和 5 年 7 月 1 4 日以降に工事請負契約又は売買契約をしたものとする。
 - (2) 住宅取得者等以外に対し、補助事業者が補助金の支出を行う場合は、原則として工事請負契約や売買契約の締結時に、住宅取得者等と住宅事業者等との間で補助事業の実施や補助金の受取に関する取決め（以下「共同事業実施規約」という。）を締結すること。
 - (3) 建築基準法その他関係法令に、明らかな法令違反がないこと。
 - (4) 『ZEH』補助が交付されていないこと（予定を含む。）。
 - (5) 前条第 1 項第 3 号の住宅取得者等は、竣工後少なくとも 2 日以上は展示の用に供すること。
 - (6) 前条第 1 項第 4 号（住宅に限る）の住宅取得者等は、道が既存住宅の性能向上リフォームの促進を図ることを目的に、住宅の写真及び工事内容を広報等に必要な範囲で利用することを許諾すること。
 - (7) 前条第 1 項第 4 号及び第 5 号（集会所等に限る）の住宅取得者等は、工事完了後、道が既存住宅の性能向上リフォーム又は太陽光発電設備及び蓄電池の導入の促進を図ることを目的とする広報等に協力すること。
- 2 前項に掲げる要件のほか、補助事業者が別途附帯要件を設けることは妨げない。

（補助金の額等）

第 5 条 補助金の額等は次の各号に掲げる額又は補助事業者が住宅取得者等若しくは住宅事業者等に交付した補助金の 2 分の 1 に相当する額のいずれか低い額とする。

- (1) 北方型住宅 ZERO の場合、225,000 円／戸
 - (2) 住宅への性能向上リフォームの場合、250,000 円／戸
 - (3) 集会場等への性能向上リフォームの場合、450,000 円／件
 - (4) 住宅への太陽光発電設備及び蓄電池の導入の場合、150,000 円／戸
 - (5) 集会場等への太陽光発電設備及び蓄電池の導入の場合、300,000 円／戸
- 2 前項の規定により算定した補助金の額は、千円単位の額とし、端数は切り捨てるものとする。
- 3 補助対象経費は、市町村が住まいのゼロカーボン化推進事業を行う住宅取得者等又は住宅事業者等に対し当該事業費を補助する場合に要する経費とする。

（事前協議）

第 6 条 補助事業者は、第 8 条で定める交付申請の前に、補助金の交付対象事業に該当するか事前に別で定める必要書類を添えて知事と協議しなければならない。

（予約）

第 7 条 次条で定める交付申請及び第 10 条で定める交付決定を受けた内容の変更

前に補助事業者は、交付申請の予約をすることが可能であり、予約によって、補助金が1か月間確保される。

- 2 知事は、前項及び第9条の合計額が予算の総額に達したときは、次条第1項に定める期限にかかわらず、予算の総額を超えた日をもって受付を中止する。

(補助金の交付の申請等)

第8条 補助事業者が本事業の交付を申請する場合は、当該年度の3月15日までに、規則第3条の規定に基づき行う告示の定めるところにより、建設第18号様式(昭和49年北海道告示第812号北海道補助金等交付規則に定める申請書様式。以下「建設第○号様式」について同じ。)の補助金交付申請書に建設第22号様式、建設第24号様式、別で定める必要書類を添えて知事に提出しなければならない。

- 2 交付申請書及び必要書類(以下「交付申請書等」という。)の提出は先着順に受け付けるものとし、その内容に不備があるときは、当該不備にかかる補正が完了した時点で提出がなされたものとする。
- 3 補助事業者は、第1項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事と協議し、その指示に従うものとする。

(交付の決定)

第9条 知事は、前条の交付申請書等の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、本事業の交付を決定し、第1号様式により補助事業者へ通知するものとする。

(交付決定を受けた内容の変更)

第10条 本事業の交付決定を受けた補助事業者は、補助金の額に変更が生じる事業内容の変更をしようとするときは、建設第26号様式にその他必要となる書類を添えて第8条に準じて申請するものとする。

- 2 知事は、前項の交付申請書等を受理したときは、前条を準用し、その内容を審査し適正であると認めるときは、変更を承認し、額の変更を決定し、補助事業者へ通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 補助事業者は、この補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、第9条の通知書を受理した日から10日以内に、交付申請を取り下げることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げるときは、速やかに建設第27号様式を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(承認事項)

第12条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ建設第28号様式により知事に届け出て承認を得なければならない。

(事業が期日までに完了しない場合等の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が交付決定に付された期日までに完了しない場合及び事業の遂行が困難な場合は、建設第29号様式を知事に提出し、知事の指示を受けなければならない。

(状況報告等)

第 14 条 知事は、補助事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して補助事業の遂行の状況に関し、報告を求め、又は当該職員に調査させることができる。

(立入検査等)

第 15 条 知事は、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者、補助事業者から補助を受けた住宅取得者等若しくは住宅事業者等に対して報告をさせ、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。

(補助金の交付決定の取消及び返還)

第 16 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、本事業の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。
- (2) 本事業に係る道の指示に従わなかったとき。
- (3) 補助事業者が交付決定を行った住宅取得者等（法人等にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）及び住宅事業者等が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (4) 共同事業実施規約に違反するとき。
- (5) 不正な行為があつたとき。
- (6) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 知事が前項の規定による取消をした場合、取り消しに係る部分に関し既に交付した補助金があるときは、その返還を命じることができ、場合によっては次年度以降の補助の対象外にすることができる。

3 補助事業者は、前項の規定による知事の命令があつたときは、納付書に記載された期日までに、交付を受けた本事業の全部又は一部を返還しなければならない。

(実績報告等)

第 17 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了の日又は廃止の承認を受けた日から起算して 30 日以内若しくは 3 月 15 日までのうち、いずれか早い日までに、建設第 32 号様式に建設第 19 号様式、建設第 33 号様式及び建設第 35 号様式及び、別で定める必要書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 18 条 知事は前条の規定により実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、また必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る事業の成果が関係法令、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第 19 条 補助金は、前条の規定による補助金の額の確定を行った後に交付する。

(補助事業者の責務)

第 20 条 補助事業者は、第 3 条第 1 項第 3 号から第 5 号までに定める事項に該当するものであることを確認しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の実施状況及び補助金の執行等を明らかにするための帳簿及び書類その他必要となる図書を備え、これを整理し、これらを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(個人情報保護)

第 21 条 道及びその職員は、本事業を通じ補助対象者に関して得た情報は、北海道個人情報保護条例（平成 6 年北海道条例第 2 号）に従って取り扱うものとする。

2 道及びその職員は、本事業の実施にあたって、申請に関する一切の個人情報を、当該情報の提供者から了承を得ることなく、第三者に漏洩し、又は第 2 条に規定する交付の目的以外の目的に利用してはならない。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 1 9 日から施行する。

別表 1

工事種別		対象となる工事
建物全体の断熱改修		建物全体の外皮平均熱貫流率を 0.46W/(㎡・K)以下とする工事
開口部の省エネ改修		窓及びドアの断熱性能を高める工事
躯体の省エネ改修		外壁全体の断熱性能を高める工事
		屋根又は天井全体の断熱性能を高める工事
		床全体の断熱性能を高める工事
高効率設備の導入	高断熱浴槽	JIS A5532 :2011に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。
	電気ヒートポンプ	JIS C 9220 :2018に基づく年間給湯保温効率、又は年間給湯効率が 2.7 以上
	潜熱回収型ガス給湯機	給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が 94% 以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が 83.7% 以上であること。
	潜熱回収型式湯給湯機	油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が 94% 以上であること。石油給湯機の直圧式にあつては、モード熱効率が 81.3% 以上であること。石油給湯機の貯湯式にあつては、74.6 %以上であること。
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯機	熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率（JGKAS A705）が 102 %以上であること。
	節湯水栓	JIS B2061:2017に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。
	燃料電池システム	燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること（燃

	料電池発電ユニットの後付けも可)
コージェネレーション設備	<p>燃料電池発電ユニット</p> <p>・燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。 (燃料電池発電ユニットの後付けも可)</p> <p>ガスエンジン給湯器</p> <p>・ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットのJIS基準 JIS B 8122) に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準 LHV 基準) で 80 % 以上であること。</p>
空気清浄機能・換気機能付きエアコン	<p>次のいずれかに該当する試験機関等で効果が確認された空気清浄機能を有するエアコン、または換気機構を有するエアコン</p> <p>①国、地方公共団体または独立行政法人（以下「国等」という）が運営する試験機関等</p> <p>②国等の認可等を受けた試験機関等</p> <p>③法令または条例に基づく試験等を国等から受託している試験機関等</p>
LED照明	工事を伴うものであること。
節水型トイレ	JIS A5207に規程する「Ⅱ形大便器」と同等以上の性能を有する便器（使用水量6.5ℓ以下）
その他	北海道と協議し、認められたもの

別表 2

補助対象設備	対象設備の要件等
太陽光発電	<p>(1)対象設備の要件</p> <p>次の全ての要件に適合すること。</p> <p>ア 蓄電池と接続し、発電した電気が設置される住宅において消費されること。</p> <p>イ 太陽電池モジュールの合計出力が10kW未満の設備であること。</p> <p>ウ 余剰型配線であること。</p> <p>エ 電力会社の電力系統に連系できること。</p> <p>オ 未使用品であること。</p> <p>(2) 補助対象費用</p> <p>太陽電池モジュール、架台、接続箱、発電量表示装置、売電電力量計、配線及び配線器具の購入並びに据付工事に関する費用。</p> <p>ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。</p>
定置用蓄電池	<p>(1)対象設備の要件</p> <p>次の全ての要件に適合すること。</p> <p>ア 常時、太陽光発電と接続し、太陽光発電が発電する電力を充放電できるリチウムイオン蓄電池を使用したものであること。</p> <p>イ 蓄電容量が17.76kWh未満であるもの。</p> <p>ウ 電力会社の電力系統に連系できること。</p>

	<p>エ 未使用品であること。</p> <p>(2) 補助対象費用 蓄電池部、電力変換装置（蓄電池及び太陽光発電に併用できるものも含める）、配線、配線器具、その他付帯機器等の購入及び据付工事に関する費用。 ただし、既設機器の撤去に係る費用（撤去した機器等の処理費を含む）は対象外とする。</p>
--	---

別表 3

補助対象事業	補助事業者
北方型住宅ZERO	対象の補助事業を実施する市町村
性能向上リフォーム	ゼロカーボンシティ宣言をしており、対象の補助事業を実施する市町村
太陽光発電設備及び蓄電池の導入	ゼロカーボンシティ宣言をしており、対象の補助事業を実施する市町村

(補助事業者)

令和 年(年) 月 日申請の住まいのゼロカーボン化推進事業については、申請内容のとおり承認し、補助事業の成果を成し遂げたときは、金 円を補助します。ただし、次の事項を守らなければなりません。

令和 年(年) 月 日

北海道知事 印

- 1 この補助金の交付の対象となる事業及び経費並びに補助金の額及び完了期限は、次のとおりです。

補助事業	補助対象経費	補助金の額	完了期限
住まいのゼロカーボン化推進事業	円	円	令和 年(年) 月 日

- 2 北海道補助金等交付規則（昭和 47 年北海道規則第 34 号）、住まいのゼロカーボン化推進事業補助金交付要綱（令和 5 年(2023 年)7 月 日付け建指第 号）及びこの決定の通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 3 補助事業の内容を変更するときは、知事の承認を受けなければなりません。ただし、補助金の額の変更を伴わない場合はこの限りではありません。
- 4 補助事業の執行を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければなりません。
- 5 補助事業が期限までに完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 6 補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに状況報告書を知事に提出し、また、道の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 7 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 8 補助事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、当該補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から 30 日以内又は当該年度 3 月 15 日までのうち、いずれか早い日までに、補助事業等実績報告書を知事に提出しなければなりません。
- 9 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し、既に交付された補助金があるときには、その返還を命ずることがあります。補助金の額の確定があった後においても、また同様とします。
- (1) この補助金を他の用途に使用したとき、又は正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
- (2) 虚偽の申請又は虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、又は受領したとき。
- (3) 補助事業に関して不正に他の補助金（道以外の者が補助事業者等に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助事業に関して、この補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令若しくはこれに基づく知事の処分に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。

- 10 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を道に納付しなければなりません。
- 11 補助事業者は、間接補助事業者に対する間接補助金の交付決定に当たっては、補助金の交付決定の際に付けられた条件と同一の条件及び12項、13項、14項、15項の条件を付さなければなりません。

ただし、補助事業等の完了期限及び実績報告書の提出期限は、適時変更して差し支えないものとします。なお、この場合において、「知事」とあるのは「補助事業者」と読み替えるものとします。
- 12 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければなりません。
- 13 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（価格が30万円以上の機械、器具、不動産等）については、補助事業等の完了の年の翌年から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過することになるまでの期間（当該耐用年数が10年を超える場合は、当該補助事業等の完了の年の翌年から起算して10年間）はあらかじめ知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取り壊し、又は担保に供してはなりません。ただし、交付された補助金の全部に相当する額を納付した場合は、この限りではありません。
- 14 前項の申請により承認を受けた場合において、補助金の全部又は一部の金額に相当する納付金を納付する条件が付されたときは、当該納付金を指定された期日までに納付しなければなりません。
- 15 前項に定める場合を除くほか、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産を処分することにより収入があったときは、その収入金額の全部又は一部に相当する納付金を道に納付させることがあります。
- 16 この補助金について、補助事業の実施状況及び補助金の執行等を明らかにするための帳簿及び書類、その他必要となる図書を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区別することができるようこれを整理し、これらを事業の完了の日（補助事業が複数年度にわたるときは最終年度における補助事業の完了の日）の属する年度の翌年度から5年間保存しなければなりません。
- 17 補助事業者は、補助事業等実績報告書の提出に当たって、各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
- 18 補助事業者は、補助事業等実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の確定申告により各事業実施主体の当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに知事に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日の翌年6月30日までに知事に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに知事に報告し、当該金額を返還しなければなりません。
- 19 第6項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、又は道の職員に帳簿及び書類その

他の物件を調査させ、若しくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。

(建設部住宅局建築指導課管理指導係)